個人情報保護条例の改正等について①

個人情報保護条例改正の概要

趣旨

〇 番号法では、特定個人情報について、一般法よりも更に厳格な個人情報保護措置を講じており、番号法第31条において、地方公共団体は、「行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法及びこの法律の規定により講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講ずるものとする」とされている。

番号法における特定個人情報の保護に関する規定は地方公共団体に対しても適用されることとなるが、番号法第29条(行政機関個人情報保護法等の特例)及び第30条(情報提供等記録についての特例)において、<u>行政機関個人情報保護法等の読替えとして規定されているものについては当然に地方公共団体の条例に</u>適用されるものではないため、その趣旨に沿って条例改正等の対応が必要となる場合がある。

条例改正等の対応

- 条例改正等の対応としては以下の対応が考えられる。
 - ① 現行の個人情報保護条例に特定個人情報の保護に関する規定を新規に追加する改正を行う。
 - ② 現行の個人情報保護条例の規定に読替規定を置き、特定個人情報の保護に関する規定を追加する改正を行う。
 - ③ 「特定個人情報の保護に関する条例」を新規に制定する。

スケジュール

〇 個人情報保護条例の改正は、実際に特定個人情報を保有する平成27年10月までに整備する必要がある。

特定個人情報と情報提供等記録

○ 番号法第29条において「情報提供等記録以外の特定個人情報」に関する読替規定を置き、第30条において「情報提供等記録」に関する読替規定を置いている。「情報提供等記録」とは、特定個人情報の情報連携を行った際に記録する情報照会者・提供者の名称や照会・提供された特定個人情報の項目等についての情報であり、特定個人情報と位置付けられるものであるが、一般の特定個人情報とその性質が異なるため、保護に関する規定も異なる取扱いとする必要がある。

個人情報保護条例の改正等について②

改正等すべき規定一覧

	 特定個人情報(情報提供等記録を除く)	情報提供等記録	改正趣旨
			以止壓目
利用目的以外の目的での 利用に関する規定	以下の例外を除いて原則禁止 ①激甚災害時等に金銭の支払いを行う場合 ※金融機関に該当する地方独立行政法人等の み該当する。 ②人の生命、身体又は財産の保護のために必要 がある場合であって、本人の同意があり、又 は本人の同意を得ることが困難である場合	用を禁止する。	特定個人情報は、利用目的以外の目的での利用について、通常の個人情報よりもさらに厳格に利用が許容される例外事由を限定している。 また、情報提供等記録については、利用目的以外の目的での利用が想定されないため、利用目的以外の目的での利用を禁止する。
提供の制限に関する規定	〇 番号法第19条の各号に該当する場合に提供できるようにする。		番号法において特定個人情報を提供することができる場合は、番号法第19条各号に掲げられた場合に限定されているため、個人情報保護条例上も特定個人情報を提供できる場合を同条各号に掲げられた場合に制限する。 オンライン結合を制限する規定が条例上置かれている場合、番号法第19条各号に掲げられた場合にはオンライン結合を可能とすることが必要な場合がある。
開示・訂正・利用停止に 関する規定	〇 本人、法定代理人、任意代理人による開示請求 認める。	[、] 、訂正請求、利用停止請求を	特定個人情報についてはその性格から、本人の関与についてより一層の保護が必要であると考えられることから、本人及び法定代理人に加え任意代理人に対しても開示請求及び訂正請求を行うことを認める。
利用停止の請求の条件に 関する規定	○ 以下の場合についても利用停止請求を認める。 ①利用制限に対する違反 ②収集制限・保管制限に対する違反 ③ファイル作成制限に対する違反 ④提供制限に対する違反	〇 利用停止請求を認めない。	番号法では、特定個人情報について、番号法に違反する行為のうち特に不適切なものが行われた場合にも利用停止請求を認めているため、個人情報保護条例においても同様の措置を講ずる。 なお、情報提供等記録については、システム上、自動保存されるものであり、利用制限等に違反する取扱いが想定されないため、利用停止請求を認めない。
開示手数料の減免に 関する規定	○ 経済的困難その他特別の理由があると認められるときは、開示手数料を減額 又は免除できるようにする。		経済的な理由等によらずに、各個人が特定個人情報を容易に確認できるように するため、開示手数料の減額又は免除の措置を講ずる。
他の条例による開示実施 との調整に関する規定	○ 他の余例による角示の美施との調整規定を設けている場合は、当該規定を過 用除外とする。		他の条例等により同一の方法の開示が定められている場合に調整規定を設ける場合があるが、マイ・ポータルによる情報開示の方がより住民の利便性が高い場合も想定されることから、他の法令等により同一の方法の開示が定められている場合でも、重ねて番号法に基づくマイ・ポータルを通じた開示を可能とする必要がある。
開示・訂正時の移送に 関する規定	-	〇 開示・訂正決定に際し他の 機関への移送を認めない。	情報提供等記録については、他機関で開示等の決定をする場合が想定されないため、移送に関する手続を適用除外とする。
訂正の通知先に関する 規定	-		情報提供等記録は情報の照会者、提供者及び情報提供ネットワークシステムを管理する総務大臣において記録・保管されるものであり、訂正した際にもこれらの主体に通知することとする。
その他の規定	〇 特定個人情報及び情報提供等記録などの定義を追加する。 〇 措置要求を行わないこととする。		各地方公共団体の個人情報保護条例の実態に即して必要な条項を追加する。 また、特定個人情報は、番号法第19条各号により明確に提供できる場合が制限 されるため、措置要求については適用除外とする。

個人情報保護条例の改正のイメージについて①

- 〇 番号法の施行により、現行の個人情報保護条例に特定個人情報の保護に関する規定を新規に追加する改正を行った場合に考えられる規定のイメージを示したもの
 - ※ 各地方公共団体において制定している個人情報保護条例の規定とは異なる場合がある
 - ※ 特定個人情報の定義については、番号法第2条第8項に規定する定義と異なることのないよう留意が必要である

定義の追加

イメージ

(定義)

- 第〇条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 個人情報 生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により 特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識 別することができることとなるものを含む。)をいう。
 - 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。
 - 〇 個人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。 以下「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号をいう。
 - 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
 - <u>〇 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。</u>
 - 〇 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の 職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録され ているものに限る。
 - 0

個人情報保護条例の改正のイメージについて②

特定個人情報の利用目的以外の目的での利用・提供の制限に関する規定

イメージ

(利用及び提供の制限)

- 第〇条 実施機関は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報<u>(保有特定個人情報を</u>除く。以下この条において同じ。)を自ら利用し、又は提供してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
 - (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - (2) 実施機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当 該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
 - (3) . . .

(特定個人情報の利用の制限)

- 第〇条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条に おいて同じ。)を自ら利用してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報を利用することができる。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない。

(情報提供等記録の利用の制限)

第〇条の3 実施機関は、利用目的以外の目的のために情報提供等記録を自ら利用してはならない。

(特定個人情報の提供の制限)

第〇条の4 実施機関は、番号法第19条の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

個人情報保護条例の改正のイメージについて③

特定個人情報の開示請求及び訂正請求に関する規定

イメージ

(開示請求権)

- 第〇条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報 (保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この章において同じ。) の開示を請求することができる。
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人<u>(保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法</u> 定代理人又は本人の委任による代理人)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」と いう。)をすることができる。

(開示請求の手続)

- 第〇条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。
 - (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特 定するに足りる事項
- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、規則で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人 (保有特定個人情報にあっては、法定代理人又は本人の委任による代理人)であること)を示す書類を提示し、 又は提出しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

- 第〇条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが が含まれている場合を除き、開示請求者に対し当該保有個人情報を開示しなければならない。
 - (1) 開示請求者(第〇条第〇項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人<u>(保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)</u>が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。以下この条において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) . . .

個人情報保護条例の改正のイメージについて④

特定個人情報の開示請求及び訂正請求に関する規定

イメージ

(訂正請求権)

- 第〇条 何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の条例又はこれに基づく規則の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。
 - (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報(2)...
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人 (保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人) は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求をすることができる。

(訂正請求の手続)

第〇条 前条の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。...

個人情報保護条例の改正のイメージについて⑤

特定個人情報の利用停止に関する規定

イメージ

(利用停止請求権)

- 第〇条 何人も、自己を本人とする保有個人情報 (保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。) が次の 各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実 施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去 又は提供の停止(以下「利用停止」という。) に関して他の条例又はこれに基づく規則の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。
 - (1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき... (2)...
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求をすることができる。

(特定個人情報の利用停止請求権)

- 第〇条の2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。) が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を 保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利 用停止に関して他の条例又はこれに基づく規則の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。
 - (1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、又は第〇条(「特定個人情報の利用の制限」に関する条)第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去
 - (2)番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止
- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求をすることができる。

個人情報保護条例の改正のイメージについて⑥

開示手数料の減免に関する規定

イメージ

(手数料)

- 第〇条 開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。
- 2 前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。
- 3 保有特定個人情報の開示請求において、実施機関は、経済的困難その他の特別な理由があると認めるときは、 規則で定めるところにより、当該開示請求に係る手数料を減額し、又は免除することができる。

他の条例による開示実施との調整に関する規定

イメージ

(開示の実施)

第A条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 . . .

(他の条例による開示の実施との調整)

- 第〇条 実施機関は、他の条例の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報 (保有特定個人情報 を除く。以下この項において同じ。)が第A条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の条例の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。
- 2 他の条例の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

個人情報保護条例の改正のイメージについて⑦

情報提供等記録の開示・訂正時の移送に関する規定

イメージ

(事案の移送)

第〇条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報<u>(情報提供等記録を除く。)</u>が他の機関から提供されたものであるとき、その他他の機関において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の機関と協議の上、当該他の機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 . . .

(事案の移送)

第〇条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報<u>(情報提供等記録を除く。)</u>が移送を受けた機関が行った開示に係るものであるとき、その他他の機関において訂正決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 . . .

訂正の通知先に関する規定

イメージ

(保有個人情報の提供先への通知)

第〇条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報<u>(情報提供等記録を除く。)</u>の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(情報提供等記録の提供先への通知)

第〇条の2 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

個人情報保護条例の改正のイメージについて⑧

措置要求の適用除外

イメージ

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第〇条 実施機関は、他の実施機関に保有個人情報<u>(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)</u>を提供する場合又は専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

施行期日

- 番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日(平成28年1月)から施行する。
- 〇 ただし、特定個人情報の提供の制限に関する規定は、番号法附則第1条に掲げる規定の施行の日(平成27年10月)、情報提供等記録に関する規定は、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日(平成29年1月)から施行する。